

保護者の方へ

生徒が学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止になります。医療機関にて診断を受けた場合は、速やかに学校までお知らせください。

なお、登校を再開する場合は、医師の登校許可が出てから登校させるようお願いいたします。登校許可については規定の書式はありませんが、こちらの「登校許可証明書」をご利用ください。

《 注意事項 》

「登校許可証明書」は医療機関で記入していただき提出することが望ましいですが、難しい場合は、医師の指示に従い保護者が記入し署名・捺印して提出することが可能です。登校の際は、医療機関で発行された「領収書等」と併せて担任にご提出ください。「領収書等」については、確認を終えましたら返却いたします。

【 参考：学校感染症（一部抜粋） 】

病 名	出席停止の基準
インフルエンザ *鳥インフルエンザ (H5N1) および 新型インフルエンザを除く	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、 全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで

* ご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

愛知県立足助高等学校 (電話) 0565-62-1661

